

# 一般財団法人新潟県地域医療推進機構 魚沼基幹病院「売店」運營業者募集要項

## 1 目的

一般財団法人新潟県地域医療推進機構 魚沼基幹病院（以下「病院」という。）における売店の運營業者を『公募型プロポーザル方式』で選定することとし、プロポーザル競技の実施方法等、必要な事項を定めるものとする。

## 2 売店運営の概要

### (1) 売店設置場所の名称、所在地

一般財団法人新潟県地域医療推進機構 魚沼基幹病院（新潟県南魚沼市浦佐 4132 番地）

### (2) 運営（契約）期間

令和 6 年 10 月 1 日から令和 16 年 9 月 30 日までとする。

### (3) 運營業務の内容

『一般財団法人新潟県地域医療推進 魚沼基幹病院「売店」運營業務仕様書』を参照のこと。

### (4) 運營業者の選定方法

選定方法は、『公募型プロポーザル方式』とし、書類審査及びヒアリング審査により提案内容等を総合的に評価し、第一優先交渉権者及び次点交渉権者を選定する。

## 3 参加資格要件

(1) プロポーザルに参加できる者は、一の法人であって、次に掲げる要件を全て満たしていることを条件とする。

ア 県内外の病院において、3 年以上の売店運営実績があること。

イ 売店の運営に当たり、関係法令に基づく許認可等（届出を含む。）が必要な場合は、応募時点でそれらを保有する者であること、又は運営開始までに確実に取得する見込みであること。

ウ 本社・本店所在地及び南魚沼市内において、過去 3 年以内に食品衛生法等関係法令による行政処分等を受けていないこと。

エ 国税及び地方税の未納がないこと。

オ 新潟県から指名停止措置を現に受けていない者であること。

カ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

キ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 2 1 条第 1 項又は第 2 項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。

ク 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。

ケ 申込みをしようとする法人及びその役員並びに個人が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 条）第 2 条に規定する暴力団又は暴力団員及びそれらの利益となる活動を行う者でないこと。

(2) フランチャイザー（本部）、又はフランチャイジー（加盟店、又は加盟予定店）による参加も可能であるが、同一のフランチャイズによる複数の参加は認めないものとする。

- (3) フランチャイジー（加盟店、又は加盟予定店）が応募する場合は、フランチャイザー（本部）からの『プロポーザル競技参加承諾書兼支援誓約書』（様式3）を提出することとし、この場合、前記(1)アの売店運営実績は、フランチャイザー（本部）の実績でも可とする。

#### 4 スケジュール（予定）

期 日	内 容
令和6年4月1日（月）	プロポーザル公募（募集要項等の交付開始） 参加資格に関する質問受付開始 参加申請書の受付開始
令和6年4月5日（金）正午	参加資格に関する質問提出期限
令和6年4月10日（水）午後1時以降	参加資格に関する質問への回答
令和6年4月26日（金）正午	参加申請書の提出期限
令和6年4月30日（火） 午後1時以降	参加申請書の審査結果に関する問い合わせ 企画提案書等の作成に関する質問受付開始 企画提案書等の受付開始
令和6年5月7日（火）正午	企画提案書等の作成に関する質問提出期限
令和6年5月13日（月）午後1時以降	企画提案書等の作成に関する質問への回答
令和6年5月20日（月）正午	企画提案書等の提出期限
令和6年5月27日（月）頃	企画提案書等に関する病院からの疑義照会
令和6年6月11日（火）	ヒアリングの実施
令和6年6月17日（月）	審査結果の発表（ウェブサイト） プロポーザル競技参加者への結果通知

#### 5 募集要項等の交付

募集要項、運營業務仕様書等の資料は、令和6年4月1日（月）から4月26日（金）までの間、「新潟大学地域医療教育センター・魚沼基幹病院ウェブサイト」（以下「病院ウェブサイト」という。）からのダウンロードにより交付を受けること。

《病院ホームページアドレス <http://www.uonuma-kan-hospital.jp>》

#### 6 参加資格に関する質問等

##### (1) 参加資格に関する質問

ア プロポーザル競技への参加を希望する者で、参加資格に関する質問がある場合は、『参加資格に関する質問書』（様式1）に質問内容を記載の上、令和6年4月1日（月）から4月5日（金）の正午【期限厳守】までの間に、電子メールにより後記14まで提出すること。 ※質問がない場合も「質問なし」と記載の上、提出すること。

なお、電子メール以外での質問は受け付けない。また、質問は、参加資格に関する内容に限り受け付けるものとする。

イ 質問書を提出する場合は、電子メールの件名を「売店プロポーザル競技参加資格に関する質問について」とし、電子メール送信後、後記14まで電子メールを送信した旨電話連絡すること。

## (2) 参加資格に関する質問への回答

ア 参加資格に関する質問への回答は、令和6年4月10日（水）午後1時以降、質問書を提出した者全員に対して電子メールで送付する。

なお、回答に対する質問は一切受け付けない。

イ 質問への回答は、本募集要項及び仕様書の追加又は修正とみなす。

## 7 参加申請書等の提出

### (1) 参加申請書の提出

ア プロポーザル競技への参加を希望する者は、次に掲げる参加申請書等の提出書類を 令和6年4月1日（月）から4月26日（金）の正午【期限厳守】までの間に、持参又は郵送のいずれかの方法により後記14まで提出すること。

イ 参加申請書等を持参する場合は、土・日曜日、祝日を除く平日の午前8時30分から午後5時15分まで（最終日は正午まで）に提出すること。

ウ 参加申請書等を郵送により提出する場合は、配達証明付きの書留郵便（封筒の表に「売店プロポーザル競技参加申請書等在中」と朱書きしたものに限る。）とし、提出期間中に到着するように郵送すること。

《提出書類》

- ① 参加申請書（様式2） 1部
- ② プロポーザル競技参加承諾書兼支援誓約書（様式3） 1部
- ③ 暴力団等の排除に関する誓約書（様式4） 1部
- ④ 会社の概要がわかるもの（パンフレット等） 1部

### (2) 参加申請書等の審査結果に対する問い合わせ

ア 提出された参加申請書等の審査結果については、令和6年4月30日（火）の午後1時以降、後記14に問い合わせること。

なお、審査結果については、後日書面で通知する。

イ 審査結果で不適と判断された者からの企画提案書等の提出は、受け付けない。

## 8 企画提案書等の作成に関する質問等

### (1) 企画提案書等の作成に関する質問

ア プロポーザル競技の参加申請資格を有する者で、企画提案書等の作成に関する質問がある場合は、『企画提案書等の作成に関する質問書』（様式5）及び『企画提案書等の作成に関する質問事項』（様式5付表）に質問内容を記載の上、令和6年4月30日（火）から5月7日（火）の正午【期限厳守】までの間に、電子メールにより後記14まで提出すること。※質問がない場合も、様式5に「質問なし」と記載の上、提出すること。

なお、電子メール以外での質問は受け付けない。また、質問は、企画提案書等の作成に関する内容に限り受け付けるものとする。

イ 質問書を提出する場合は、電子メールの件名を「売店プロポーザル競技企画提案書等作成に関する質問について」とし、電子メール送信後、後記14まで電子メールを送信した旨電話連絡すること。

### (2) 企画提案書等の作成に関する質問への回答

ア 企画提案書等の作成に関する質問への回答は、令和6年5月13日（月）午後1時以

降、参加申請資格を有する者全員に対して電子メールで送付する。

なお、回答に対する質問は一切受け付けない。

イ 質問への回答は、本募集要項及び仕様書の追加又は修正とみなす。

## 9 企画提案書等の提出等

### (1) 企画提案書等の提出

ア 参加申請書等を提出した者（以下「参加申請者」という。）は、『企画提案書作成要項』を参照の上、次に掲げる企画提案書等の提出書類を令和6年4月30日（火）から5月20日（月）の正午【期限厳守】までの間に後記14まで郵送または持参すること。

イ 企画提案書等は、土・日曜日、祝日を除く平日の午前8時30分から午後5時15分まで（最終日は正午まで）に提出すること。

《提出書類》

企画提案書等（様式6、様式7-1から7-6まで及び病院が求める追加資料）  
各10部 ※正本1部、副本9部（副本はコピーで可）

### (2) 辞退届の提出

参加申請書等の提出後、企画提案書等の提出を辞退する場合は、『辞退届』（様式8）を速やかに後記14まで提出すること。

## 10 運営業者の選定等

### (1) 選定委員会

運営業者の選定に当たっては、『一般財団法人新潟県地域医療推進 魚沼基幹病院「売店」運営業者選定委員会』（以下「選定委員会」という。）において決定された評価項目等に基づき、選定委員が企画提案内容等を総合的に評価し、第一優先交渉権者及び次点交渉権者を選定する。

### (2) 評価項目

提出された企画提案書等の評価項目、評価内容及び評価ウエイトは次のとおりとするが、評価基準は公表しない。

評価項目		評価内容	評価ウエイト
実績評価	会社の概要	・売店の運営実績	10
提案評価	運営方針	・運営業務に対する考え方 ・収支計画、管理手数料	30
	営業（運営）の概要	・営業日、営業時間 ・販売品目、品揃え、価格 ・附帯サービス など	30
	業務管理体制	・運営業務管理体制 ・サービス向上対策 ・危機管理体制 など	30
合 計			100

### (3) 企画提案書等に関する疑義照会

提出された企画提案書等を選定委員会で審査する際に疑義が生じた場合は、令和6年

5月27日(月)頃を目途に、参加申請者に対し疑義事項を照会するので、別途実施するヒアリング時に書面による回答書を提出し、説明を行うこと。

#### (4) ヒアリングの実施

参加申請者に対して、次のとおりヒアリングを実施する。

##### ア 実施予定日

令和6年6月11日(火)

##### イ 時間及び場所

別途通知する。

##### ウ 実施内容

企画提案書等の補足説明及び選定委員会からの疑義に対する説明(回答)等を受け、実施内容の詳細は別途通知する。

#### (5) 運業者の選定、審査結果の発表及び結果通知

ア 提出された企画提案書等の審査及びヒアリング結果等を総合的に評価し、第一優先交渉権者及び次点交渉権者を選定し、令和6年6月17日(月)頃を目途に、病院ウェブサイトにて発表する。

イ 審査結果は、参加申請者全員に書面で通知する。

ウ 審査の経過及び審査結果に関する参加申請者からの問い合わせ、異議申し立てには一切応じない。

#### (6) 運業者選定後の手続き

ア 病院は、売店運営業務について第一優先交渉権者と協議の上、契約を締結する。

なお、第一優先交渉権者との協議が整わなかった場合は、次点交渉権者と契約締結の協議を行うこととする。

イ 第一優先交渉権者は、審査結果通知後速やかに次の書類を病院に提出すること。

なお、第一優先交渉権者と契約締結の協議が整わなかった場合、次点交渉権者は、病院との協議を開始した時点で速やかに次の書類を提出すること。

直近3年間の税務署受付印付きの「法人税申告書(別表1)」、「別表4」の写し、又は電子申告した場合は電子申告受領を証明できる書類の写し 各1部

#### (7) その他

本プロポーザル競技の公募日から第一優先交渉権者の発表日までの間、病院に対して売店運営業務に関する営業活動を行うことを禁止する。

### 11 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、失格とする。

- (1) 参加資格要件を満たさなくなった場合
- (2) 提出期限内に必要な書類を提出せず、若しくは回答を行わなかった場合
- (3) 提出書類が一の参加申請者につき2件以上あった場合
- (4) 提出書類に虚偽の記載をした場合
- (5) ヒアリングに遅刻又は欠席した場合
- (6) 公平な審査や評価に影響を及ぼす行為があったと認められた場合
- (7) 募集要項等に記載されている事項に違反した場合
- (8) 著しく社会的信用を損なう行為等により、運業者としてふさわしくないと病院が判断した場合

- (9) 運営業者の情勢変化等により、企画提案した売店運営が確実に履行できないと病院が判断した場合

## 12 その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語は日本語、通貨単位は円、計量単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。
- (2) 提出する書類の作成、提出及びヒアリングの出席等に要する費用は、参加申請者の負担とする。
- (3) 提出された書類について、提出後の差し替え、追加、変更及び再提出は認めない。
- (4) 提出された書類は、返却しない。
- (5) 提出された書類以外に、審査に必要な書類の提出を求める場合がある。
- (6) 提出された書類について、審査に必要な範囲で複製を行う場合がある。
- (7) 企画提案書等に記載した業務管理責任者について、特別の理由があると病院が認めた場合を除き、変更することはできない。
- (8) 提出された書類は、プロポーザル競技に係る審査に使用する場合を除き、参加申請者に無断で使用しないものとする。

## 13 交付資料

- (1) 一般財団法人新潟県地域医療推進機構魚沼基幹病院「売店」運営業者募集要項  
※病院ホームページからのダウンロードによる（以下、(2)、(3)も同じ）
- (2) 一般財団法人新潟県地域医療推進機構 魚沼基幹病院「売店」運営業務仕様書
- (3) 一般財団法人新潟県地域医療推進機構 魚沼基幹病院「売店」運営業務に関する企画提案書作成要項
- (4) 病院施設図面 一式 ※資料請求により郵送

## 14 本件に関する問い合わせ先、提出先

〒949-7302 新潟県南魚沼市浦佐 4132 番地  
一般財団法人新潟県地域医療推進機構 魚沼基幹病院  
事務部総務課施設用度係  
電話：025（777）3200 FAX：025（777）2811  
メール：ukb-shisetsu@ncmi.or.jp